

主催：(一社) 埼玉労働基準協会連合会
(登録事業者) 番号 T6030005000549
(登録教習機関) 登録番号 2 7 1

共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
(受付・収納代行事業者)

(熊谷会場) 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 開催の案内

労働安全衛生法第 14 条により、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質・四アルキル鉛等による障害又は中毒を予防するための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わせなければならないことになっています。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、地区協会の協力のもとに標記講習を下記要領により実施致します。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願い致します。

記

- 1 日 時 11月13日(木) 学科 9時25分～17時 (受付開始9:10)
11月14日(金) 学科 9時20分～18時10分 講習修了後に試験を実施
- 2 講習会場 **行田市商工センター** 行田市忍 2-1-8 (秩父鉄道行田市駅南口下車 徒歩約 6 分)
- 3 申込先 共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広 2-119 ビックストーンビル 1 階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **100名** 募集締切り **11月4日(火)** (最少催行数 20 名) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 5 受講資格 満 18 才以上
- 6 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
- 7 修了証 全科目を受講して所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。
※欠席・遅刻・早退及び試験結果が基準に達しない場合は、未修了となります。
- 8 講習費用 **15,180円**【内訳:受講料 12,000 円消費税 1,200 円、テキスト代 1,800 円消費税 180 円】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 9 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ**熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。**
FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
受付完了後、熊谷協会宛に申込書原本を 2 週間以内に送って下さい。
※請求書発行希望の方と FAX が無い方は①PDF(E-mail)か②返信用封筒(切手貼付け宛名記入)かの返信方法を申込時に指定して下さい。
※「受講票」は①FAX か②PDF(E-mail)か③返信用封筒で送ります。受付に提出して下さい。
※申込書原本発送後、15 日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は 9 時～16 時 30 分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 10 振込先 **埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120**
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は 10 月 6 日～11 月 4 日(火)です。期限内に必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 11 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5) 商工センター駐車場 50 台(8 時開門)が満車の場合は、徒歩約 5 分の行田市役所・
行田市産業文化会館の駐車場をご利用下さい。

■受講申込書は**別紙**にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。 01